

平成16年11月29日(月)

# 企業会計審議会

## 総 会

於 金融庁11階特別会議室

金 融 庁 総 務 企 画 局

午後 2時01分 開会

○加古会長 それでは、定刻でございますので、ただいまから企業会計審議会の総会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙のところご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の総会でございますが、前回の総会と同じように、企業会計審議会の議事規則にのっとりまして会議を公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ご了解頂きましたので、そのように取り扱わせて頂きたいと思っております。

議事に入ります前に、前回の総会、これは平成16年2月20日でしたが、それ以後、委員等に異動がございますので、紹介させて頂きたいと思っております。

まず、本年3月31日付で奥山章雄委員、それから脇田良一委員、辻山栄子委員の各氏が委員を退任されました。また、9月24日付で古賀信行氏が委員を退任されまして、柴田拓美氏が委員に就任しておられます。

また、臨時委員といたしまして、本年6月10日付でございますが、久保田政一氏が、また9月24日付で加藤厚氏がそれぞれご就任でございます。

新任の方々のうち、本日ご出席の委員の先生方だけご紹介させていただきます。

初めに、柴田委員でございます。

○柴田委員 どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、久保田臨時委員でございます。

○久保田臨時委員 久保田でございます。よろしくお願いいたします。

○加古会長 続きまして、加藤臨時委員でございます。

○加藤臨時委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

○加古会長 次に、金融庁におきましても、前回の総会以降、異動がございまして、この機会に新任の方々を紹介して頂ければと思います。

池田参事官、よろしくお願いいたします。

○池田企業開示参事官 今、ご指名頂きました企業開示参事官の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から金融庁側の新任の者について、ご紹介をさせて頂きたいと思っております。

まず、加古会長の右側で長官の五味です。

○五味長官 よろしくお願ひいたします。

○池田企業開示参事官 それから、総務企画局審議官の振角です。

○振角審議官 どうぞよろしくお願ひいたします。

○池田企業開示参事官 ただいま出席しておりますのは以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、まず第二部会におきまして、本年3月から審議を行ってまいりました「財務諸表の保証に関する概念整理」に関しまして、「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」の成案がまとめられました。ご審議の上、ご承認頂ければと思います。

そこで、まず初めに、第二部会における審議経過につきまして、山浦部会長からご報告を頂きまして、続けて意見書案について事務局からご説明頂くという手順で議事を進行していきたいと思います。

それでは、山浦部会長お願ひいたします。

○山浦第二部会長 第二部会長を仰せつかっております山浦でございます。よろしくお願ひいたします。

加古会長からのご指示を受けまして、今般、我々第二部会として審議した中身について経過等をご報告いたします。

本年2月に開催されました当審議会の総会におきまして、財務諸表の保証に関する概念整理について、第二部会で審議を行うことが決定されました。そして、本年3月から第二部会において検討を開始いたしました。

第二部会の審議におきましては、まず保証業務という概念を用いる必要性について、四半期財務情報の開示などに対応するため、監査の水準には至らないけれども一定の信頼性が確保できる保証業務の必要性が増大しているという現状に関するご指摘。

それから、内部統制などの財務情報以外の事項にも信頼性の確保を求められているといったご指摘、あるいは米国などでコンサルティング業務などの非監査業務の拡大に伴いまして、監査業務との相違があいまいになっていたことが監査の信頼性を低下させた原因になっていると、こういったご指摘も受けました。

これらのご指摘、ご意見等を踏まえまして、第二部会としては幅広い観点から検討を重ねてきました。さらに、保証業務の定義、それから保証業務とそれ以外の業務の区別、保証業務に求められる要件や保証業務報告のあり方などについて検討を頂きまして、本年6

月に検討の結果を公開草案として公表し、広く各界からのご意見を求めることとしました。

公開草案に対しては、5名の方からご意見が寄せられ、寄せられたご意見も参考としつつさらに審議を重ねまして、10月27日に開催いたしました第二部会におきまして、公開草案に修正を加え、「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」として成案を得るに至りました。これらについては、既に皆様のお手元に配送され、また本日お手元に資料1、1-2の対照表という形でこれらの資料をお配り申し上げます。

本意見書案は、概念的枠組みを示すことを目的としておりまして、このため保証業務の定義、保証業務を構成する要素やその要件、業務としての成立の要件、こういったことについて、かなり抽象的な表現が多くなっております。そのため第二部会の審議の中でも、なかなか正確なご理解を得るために、久しく時間を使いながら議論を重ねたところであります。

今後、ここの業務基準を策定する場合の基本指針として本意見書を位置づけると、そういったものとして考えております。意見書案の概要につきましては、引き続き事務局から説明をして頂くということにしております。

事務局、よろしくお願いします。

○多賀谷企業会計調整官 それでは、引き続きまして、お手元の資料1-2という公開草案と意見書案の対照表がございます。これに基づきまして、意見書案の概要について公開草案からの修正箇所も含めてご説明させていただきます。なお、字句などの修正につきましては、割愛させて頂く部分がございます。

まず1ページ目、「審議の背景」でございますが、1の「審議の背景」、ここは(1)から(4)まで2ページにわたって記述がございます。(1)は、公開草案に寄せられましたご意見も踏まえ、若干、語句を追加しております。例えば、効率的かつ効果的な監査の要求も高くなるとか、会計専門家教育の充実などが図られているとかということで、「審議の背景」とした現状の説明でございます。ここは、それ以外修正はございません。

それから、1ページ目の(2)から2ページ目の(4)では、この背景あるいは経緯を多少分析的に記述しておりますが、ここでは1つとしては、先ほど部会長からもご説明がございましたが、「監査の水準には至らないが、一定の信頼性が確保できる業務としてのレビューと言われる業務、あるいは内部統制など財務情報以外の事項にも信頼性の確保が求められているという状況」、こういうご指摘。

それから、「監査の周辺業務が拡大し、特に米国では監査業務と非監査業務との相違が

あいまいとなり、独立性が損なわれたことが監査の信頼性を低下させた」とのご指摘がある点。

さらに、国際監査・保証業務審議会、これは国際会計士連盟の中にある組織でございますが、現在、国際監査基準を策定しているところでございますが、ここで策定が進められている国際監査基準というこの中に、保証業務という概念が用いられていること。このような国際的な動向、これなどにつきましてこの「審議の背景」として記述しております。特に、公開草案から大きな変更というか、(2)から(4)は、字句的な変更しかございません。

次に、「審議の目的及び経緯」でございます。資料の2ページの下のところから始まるところでございますが、ここでは保証業務の意味を確認し、その要件と範囲の明確化を図ることにより、保証業務に対する社会からの信認を確保することを目的としたという「審議の目的」を記述しております。

また(2)、3ページになりますけれども、ここでは網がかかっておりますけれども、公開草案の公表以後の審議経緯の部分、これは審議が公開草案以後、進んだというところも含めて審議経緯を加えているというところでございます。

若干、足早で申し訳ございませんが、次に3. 本意見書の位置付けでございますが、この本意見書の位置付けにつきましては、内容的には修正をするということではございません。内容的には、幅広い観点から包括的に整理をしたという旨を明確にするために、ちょうどここでは4ページの(2)のところを見て頂きますと、「本意見書では、財務情報等に係る保証業務に関する概念整理を行うことを主たる目的としているが、内部統制など財務情報以外の事項を対象とした業務を含めた幅広い観点から、包括的に保証業務の概念を整理し」というように、包括的な意味ということで、内部統制ということも1つ具体的な文章で加えさせて頂いております。

このような字句の修正が若干ございますが、内容的には本意見書は、いわゆる概念的な整理があつて、これが直接の業務上の規範となるものではない。ただ今後は、これが基礎となって各業務基準がつくられるようなものになるという趣旨を記述してございます。

次に、4ページの現行制度との関係でございますが、ここは特に公開草案からの変更はございません。この記述している内容といたしましては、本意見書で示された保証業務の法律上の位置付けについては、各法律において今後位置付けられていくものであるということですが、公認会計士の行う保証業務は、公認会計士法における「監査又は証明」業務

を包含するものとの考え方を記述しております。字句等も含めて、特に修正はございません。

次に二、保証業務の意味でございます。

保証業務の意味の項目でございますが、まず1で「保証業務の定義」をしております。定義は、特に変わっておりませんが、定義だけ読み上げさせていただきますと、「主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した結果を表明する情報について、又は、当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務をいう。」と、概念として非常に抽象的に定義をしております。この内容につきましては、個別に意見書の中で後述されております。

次に、4ページが一番下から5ページですが、「保証業務の分類」でございます。保証業務の分類につきましては、これは(1)から(3)に分かれておりますが、(1)では、財務諸表など主題に責任を負う者のアサーションがある場合、いわゆる財務諸表という経営者の責任でつくられた、提示された数字、こういうものがある場合とこれがない場合という保証業務の分類を記述しております。

(2)では、今度は保証業務の水準といたしまして、合理的保証業務と限定的保証業務という分類があるということを示しております。その上で、(3)におきまして、この(1)、(2)の分類に応じて具体的な事例を挙げております。

(3)の①では、合理的保証業務である財務諸表の監査業務、これが一番実際に行われている業務でございます。

②は、内部統制についてアサーション、つまり有効性の評価等について提示されていない場合の業務ということで、この場合には内部統制の有効性等について、業務実施者がそれ自体を評価するというような業務を例示しております。

それから③は、限定的保証業務といたしまして、いわゆるレビュー業務について例示をしております。ここでは監査業務と水準が異なるということで、消極的形式によって結論を報告するという業務であるという例示をしております。

次に3、保証業務の実施の前提でございますが、これは若干、語句の修正はしておりますけれども、(1)では保証業務を行う方の業務実施者の人的要件、(2)が業務受託の要件、(3)が保証業務実施における責任について記述しております。特に、内容的な変更はございません。

それから7ページでございますが、保証業務の定義に合致しない業務、今度は反対に業務に合致しないという業務の例示でございます。例示の内容としては、公開草案とは変わっておりませんで、若干、表現の修正がございます。

①が合意された手続、②が財務諸表の調整、③がいわゆるコンサルタント業務、④が税務申告代理業務、このような業務は保証業務の定義には合致しないということでございます。若干、言葉の修正をしております。

それから次に、7ページの下から「保証業務の要素」でございますが、三は、8ページの一番上でございますが、(1)から(5)までの5つの保証業務の要素を上げまして、各要素につきましては、四以下で内容を説明するということになっております。

四は、保証業務に関わる当事者でございますが、ここでは業務を実施する業務実施者、主題に責任を負う者、それと想定利用者の三者の存在がここでは前提となるということを表現しております。その上で、それぞれの要件を定めるということでございまして、2が業務の実施者、3が主題に責任を負う者、4が想定利用者ということで、内容的には特に変更はしておりませんが、4のところを若干、想定利用者につきましては、これが特定できない広く一般に公表される財務諸表のような場合ですが、その場合には主要な利害関係者を想定利用者とみなすというような表現に若干変えております。

それから次が、9ページの5、主題でございますが、主題については要件、それから主題の事例及び主題の性格という形で1、2、3というふうになっております。この要件につきましては、識別可能性、評価、測定可能性、証拠収集可能性ということでございますが、文章の表現を若干わかりやすく修正しております。また、事例におきましては、財務情報以外のものも例示をしております。

なお、10ページでございますが、主題の性格のところ、公開草案では「歴史的か将来的か」という用語を使用しておりましたので、この点についてご意見等がございまして、将来の結果を主題として保証するという意味ではここではないということで、見積もりや仮定を含む場合、こういうものを対象とする保証業務というのはあるということでございますので、用語を「確定的か予測的か」ということで修正しております。

それから、次の規準でございますが、規準の要件は修正をしておりますが、内容的には変えているわけではございません。ただ、規準というのは情報をつくる規準でもあり同時に、業務実施者が評価をする物差しという意味での規準でもありますので、この点を明確になるように文章を修正しております。

それから、公開草案では、11ページの中程に「なお」というところがございますが、これが（5）にくっついているのではないかという誤解がございましたので、前の方に持ってきて（1）の前にあわせて文章となるように修正をさせていただきます。

それから七、「証拠」でございますが、証拠は中心的に重要なところでございますけれども、資料の12ページからですが、ここでは証拠につきましては、証拠の入手、職業的専門家としての懐疑心、証拠の十分性及び適切性、重要性、保証業務リスク、証拠収集手続の種類、実施の時期及び範囲、利用可能な証拠の量と質という7項目にわたって要素の内容が述べられております。

意味内容につきまして、各内容、特に公開草案から変更はございませんけれども、14ページのところに保証業務リスクというのがございますが、このところに（2）というのを加えております。これは、現在の監査基準の前文でも若干触れておりますけれども、国際監査基準も踏まえまして、固有リスクと統制リスクを結合して評価することもあるということを確認するために項目を追加したものでございます。

それから次に、15ページでございますが、下の方から保証報告書というのがございます。保証報告書は、説明的な記述を中心に少し加えた方がいいというご意見が多くございましたので、全般的に加筆をしております。

まず、保証報告書の記載でございますが、ここは適用した規準や手続も一緒に記載をするということ、それから合理的保証か限定的保証かの区別が理解されるというような明確になるような文章の修正をしております。

次に、2の結論の報告、16ページでございますが、ここは合理的保証と限定的保証において、保証業務リスクの水準の相違に応じた手続を記載するというので、（1）、（2）平仄を合わせたような形で修正を加筆しております。（3）は、趣旨としては同じなのですが、アサーションがない場合については、当然、直接報告になるということでございます。

それから、3の結論の報告に係る除外については、若干、適正性しか書いてなかったのですが、適正性、有効性などに関する保証業務もありますので、文言を追加しております。また、4として保証業務に適合しないおそれが生じた場合の項目、これは国際監査基準にございますので、これを追加しております。

最後に、業務実施者の氏名の不適正な使用、これは公開草案では4としていたのですが、九ということで大区分に変えまして、八に含めておりましたのを外に出して表現を若干修

正しております。

以上、大変簡単なお説明でございますが、以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に基づきまして、委員の先生方からご意見を頂戴したいと思います。どなたからでも、どこからでも結構です。

八木委員、どうぞ。

○八木委員 私ども、経団連として6月の草案が出た後コメントを出させていただきました。その中でも申し上げているのですが、こういう保証業務に関する概念的枠組みを制定することについては、もう昨今の情勢から見て基本的に同意するという意見をまず申し上げておきました。

関係しまして、今後の理解を助けるために質問2つ、お願い1つということで申し上げたいと思うのですが、まず比較表の10ページでございますけれども、ここに主題の性格とというのがあるのでございますが、ここでそもそも主題が予測的、昔、将来的とおっしゃっていましたが、予測的というのは、具体的にどういうものを想定しておられるのかというところをはっきりさせていって頂ければと思っております。

特に、主題に関係していろいろあるのですが、実務的な視点からは保証業務の証拠というものについて、主題が財務情報の場合はある程度ははっきりいろいろご説明頂いているのですが、非財務情報といいますか、内部統制とか予測的な事項とかいろいろありますが、そういったことの取り扱いがいま一つ判りにくいので、これをはっきりして頂きたいと思います。この要望もコメントの中に入れておいたのでございますが、いかがでしょうか。

次はこれも確認でございます。新旧対照表の5ページから6ページにかけまして、これも内部統制なのですが、これに関して「評価の規準」に照らして云々というふうに書いてございます。この「評価の規準」というのは、何を想定しているのかということなのでございます。これが、我が国においてまだ目下存在していないもの、例えば、アメリカにおけるCOSOのようなものを考へるのだとすれば、それらについて今後どういうふうに対応していられるのか。ということで、これも確認といいますか、質問であります。

最後、これはお願いなのでございます。冒頭3ページに書いてございますけれども、この意見書に書いてあるのは、これはあくまでも今後の基準等をつくる上での考え方の基礎になるものだと、こういうふうに書いてございますが、そういう意味でこれからいろいろ

なプロセスを経て基準にしていられると思いますが、ぜひこの中に私ども作成者も入れて頂いて議論に参画させて頂きたいと、これはお願いでございます。

○加古会長 それでは、多賀谷さんからお願いします。

○多賀谷企業会計調整官 では、ご説明申し上げます。

まず、確定的か予測的かというのは、ただいまご指摘があったように、将来的なものではなくて、例えば見積もりの要素ですとか、あるいは過去の情報でも仮定でつくり直すとか、そういうものもございますので、既に確定したものとそういう見積もり予測が入る情報というのはここにはあり得ます。それによって、ここではご指摘があったとおり、まさに証拠の種類等も違ってきますと、全く同じものとは限りませんということを申し上げているわけございまして、ではどういう証拠が具体的かということになりますと、それは個々の対象の業務基準によってまた違いが出てくるということでございます。必ずしも、財務諸表の監査の証拠の水準とすべてが一緒ではないということ、そういう場合もあり得るという趣旨でございます。

それから、第2点の5ページでございますが、この内部統制に関する有効性に関する評価の基準というのは、ご指摘のように今、日本では個別具体的にはございません。監査基準の前文で、内部統制の枠組みを一応示しをしているというレベルのものしかないというふうに考えております。

さらに最後、今後の議論ということでございますが、ここにも書かせて頂きましたように、幅広いデュープロセスといいましょうか、幅広いいろいろなお立場の方から、幅広い関係者による公正かつ透明性のある適切な手続を通じて、基準は設定される必要があるというふうに書いてありますので、当然、作成者の方も関係者には入るものと考えております。

○加古会長 ほかにいかがでしょうか。

藤沼委員、どうぞ。

○藤沼臨時委員 藤沼でございます。

この財務情報等に係る保証業務の概念的枠組み、これは長らくこの完成を非常に期待していたものですので、このフレームワークの作成に関与された方々に感謝申し上げます。このフレームワークによって、四半期報告も含む財務諸表のレビューとか、内部統制の有効性の検証とか、あるいはITのウェブトラストとかシストラストの関係するサービスとか、従来ルールがないことであまり業務へ広がりのなかったものが、このフレームワーク

ができたことによって、今後個々の基準と実務指針の作成につながるということで、非常に大きな前進があったのではないかと思います。公認会計士協会としても、ほかの関係団体と協力して、基準や実務指針の作成にご協力したいと思っております。

○加古会長 ありがとうございます。

途中ですが、関委員がきょうご欠席でございますけれども、あらかじめ意見を頂戴しておりますので、事務局の方から紹介させて頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○多賀谷企業会計調整官 では、ご紹介させていただきます。

関委員より、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応についてということでご意見を頂戴しております。

「今回、提案されている「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書（案）」は、ディスクロージャーの重要性に鑑み、保証業務の概念的枠組みの大綱を示している面で、評価できるものであり、関係者の労を多としたい。特に、保証業務の対象範囲を拡大し、財務諸表の開示のみならず、内部統制やコーポレート・ガバナンス等の面についても焦点を当てていることは、企業の社会的責任が重視されている方向性にも合致するものと言える。かかる方向に沿って、ディスクロージャーに対する国民の信頼性の確保に向けて、新たな出発点となるものと期待するものである。

一方、コーポレート・ガバナンスの面について、わが国固有の監査役制度が存在する。監査役制度は、明治32年の商法制定以来、幾多の改正により変遷してきたが、昭和56年の商法改正で、監査役の権限・責任の強化、及び独立性の強化が図られ、以降、社外監査役の導入、監査役会の組織化等、更なる監査役の権限を強化する法的手当がなされてきた。特に、直近の平成13年改正においては、監査役選任議案に対する監査役会の同意権等、一層の権限強化が明定されている。

企業の社会的責任の重要性が益々高まっている中で、不祥事を未然に防止する予防監査を遂行することが大切である。コーポレート・ガバナンス確保の為にも、監査役と公認会計士が連携を取り、内部統制システムの充実を推進していくことが重要である。このために、公認会計士の保証業務に関する具体的設計を検討する過程において、日本の監査役制度との制度的連携を明確に示していくことが、効率かつ効果的な制度設計に繋げることができるものと思われる。この点に関して、商法と証券取引法との関係を含め、法務省とも連携を取りつつ検討を進めていただきたい。」

以上でございます。

○加古会長 それでは、それは意見として承っておきたいと思います。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 関さんから大変いいご意見を頂いたと私は思っております。この意見書をつくるに際しまして、ずっと参画をさせて頂きまして、いろいろ要望等申し上げましたけれども、きょう最終版を拝見いたしまして、事務局やコアメンバーの方々も含め関係者の方々の大変なご努力、私の意見が十分入っているのではないかと思います。特に、関さんからも指摘がありましたコーポレート・ガバナンスと、内部統制の問題ですね、これに踏み込んで書いて頂いたと。しかも、アメリカの国際会計基準そのもの写しじゃなくて、幅広い範囲でいろいろな人の参画を得てやったという点において、私は大変いいものができたのではないかとということをもっと感謝を申し上げたい。

今、世情を大変騒がしておる企業の不祥事というのがあって、もちろんここにも今日、何か資料が後から出てくるようでございますが、この時期にこの保証の概念についての意見書が出るということは、私は非常にタイミングがいいというか、なぜ出たのかということと同時に、世の中についての皆さんの関心を集めることではないかと。又これに十分耐え得るものであるというふうに私どもは思っておりますが、それでは今後、具体的にこれをどう進めていくのかが重要です。単に意見書を出して世に問うというだけじゃなくて、具体的にどうするのか。

この中の随所に、例えば2ページ、3ページ、それぞれ内部統制の話が出ておりますし、それから6ページにもいろいろ出ているわけですが、具体的な3ページの本意見書の位置付けというところ、最後のところでは、「今後各方面において活用されることが期待される」と、大変客観的な立場でお書きになっているのですが、具体的に当局としては、この意見書の使い方に関して、今後これをどう指導されようとしておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。関さんに対する賛同、今回の取りまとめのお礼、それから要望と3点を申し上げました。

以上です。

○加古会長 事務局の方から、よろしくをお願いします。

○池田企業開示参事官 では、私の方からは、伊藤委員がおっしゃった点の今後どう進めていくのかという点について、私どもの考えをご説明させて頂きますと、こういった形で大きいフレームワークができたということで、今日の説明にもありましたが、こういったものができることによって、今後いろいろな基準を作る際の1つの指針になりますので、

こういったものがないよりはスムーズに基準を作っていけるだろうと考えております。

具体的にどういう基準を作っていくのかというのは、これは社会における様々なニーズがある中で、こういったものからどういう順番で着手していったらいいのか、その中で総合的な判断をしていくということだろうと思っておりますので、まさに企業会計審議会の例えば総会等で、いろいろな立場の方がいらっしゃる中で、どういうものを優先的にやっていったらいいのか、どういうニーズがあるのか。そういったことを踏まえて考えていくのだろうということだと考えております。

特に、伊藤委員からお話のあった内部統制の問題について一言申し上げますと、この問題につきましては、現在、金融審議会の第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループというのがございますが、企業情報に係る開示制度のあり方ということについて、開示制度の審議という観点から金融審議会第一部会の方で、財務報告に係る内部統制の有効性に対する経営者の評価のあり方、あるいはそれに対する公認会計士監査のあり方について幅広く検討を頂いておるところでございます。

あるいは、今日も既にほかの方から出ておったかと思いますが、四半期開示の制度のあり方についても同様に金融審議会の第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループの方で議論しておるところでございます。そういった議論を通じて財務報告に係る内部統制の有効性の評価の制度ですとか、監査の制度ですとか、あるいは四半期開示に対するレビューの制度とか、そういったものの整備が必要だというような方向になってきましたならば、そういったものを行う場合の基準の策定というものについては、この企業会計審議会でもいろいろとご検討に向けて、委員の皆様方にまた汗をかいて頂く局面も出てくるのかというふうに考えておるところでございます。いずれにしても、個別具体的にこういったものをどう取り上げていくかは、よく企業会計審議会総会及び関係部会の方とご相談しながら進めさせて頂きたいというふうに思っております。

○加古会長 よろしいでしょうか。

○伊藤委員 はい、大変、丁重にご説明頂いてありがとうございました。

○加古会長 ほかにいかがでしょうか。

宮島委員。

○宮島委員 今の点について、1つだけ法律の観点から、今、現代化の方で第4次案あたりまで出ているのですが、そのところでも内部統制というのが取締役会で決定権限事項というような形で出ていますし、あるいは営業報告書にもその取締役会の決定が明らかに

されなければいけないというような、そんな状況になっておりますものですから、ここでこういった企業会計審議会の方でフレームワークが出たということは、非常に重要な意味を持つのではないかと、時代的にちょうどそんな流れになってきているのかなど、そんな気がしているところです。

○加古会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ご発言はよろしいでしょうか。

それでは、特にご発言がありませんようでしたら、本案を承認頂くということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○加古会長 ありがとうございます。

それでは、ご承認頂いたということで、お手元の意見書の(案)というのがありますが、この「案」の字をとって頂きたいと思っております。

それでは、ここでカメラが入りますので、そのまま少々お待ち頂きたいと思っております。

それでは、大臣がお見えになりましたので、ただいまご承認頂きました「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」を大臣にお渡しいたしまして、ごあいさつを頂戴いたしたいと思っております。

それでは、意見書をお渡しいたします。

企業会計審議会は、総会におきまして、財務諸表の保証に関する概念整理について審議してまいりました。別紙のとおり、財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書を取りまとめましたので、本日はご報告いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

(意見書手交)

○加古会長 それでは、大臣の方からごあいさつを頂戴したいと思っております。

○伊藤大臣 皆様ご苦労さまでございます。金融担当大臣の伊藤達也でございます。本日の総会に当たりまして、一言ご挨拶をさせて頂きたいと思っております。

本日の総会では、「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」を取りまとめていただきまして、只今頂戴いたしました。本意見書は、従来の監査業務に加えて、四半期財務情報のレビュー業務や内部統制の信頼性の確保といった、新たな社会的な要請を見据えて、そして保証業務に関する定義や基礎的な要件などを整理されております。保

証業務の信頼性を確保していく上で、極めて重要な指針を示していただいたものと高く評価をいたしているところでございます。

さて、本年10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明をいたしております。金融庁といたしましては、これはディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であると認識をいたしております、去る11月16日に「ディスクロージャー制度の信頼性の確保に向けた対応」を発表いたしましたところですが、この内容につきましては、後ほど事務局より説明をさせていただきたいというふうに思いますが、金融庁といたしましては、ここに盛り込んだ方策を、今後、強力に推進をしていく所存であります。

また、今般発表いたしました対応策の中には、開示企業、監査人、市場開設者など、市場関係者への要請等も含まれており、現在の事態を各市場関係者において重く受け止めていただき、それぞれの立場から最大限の取組みを行っていただくようお願いを申し上げる次第であります。

会計、監査、そしてディスクロージャーの分野では、国際化の動きが急であります。我が国の制度については、近年の精力的な整備により、国際的にも遜色のない水準に達しているものと認識をいたしておりますが、国際的には必ずしも正確な理解が得られるものになっていないという懸念も指摘をされているところであります。今後、積極的な情報発進に努めるとともに、国際的な動向も踏まえながら、経済社会の変化等に対応して、引き続き機動的な制度整備に努めて参りたいと考えております。

「貯蓄から投資へ」と大きな流れの中で、投資者保護を図り、我が国証券市場の健全な発展を促していくためには、会計、監査、ディスクロージャーといった市場インフラの整備が必要不可欠であります。その重要な一翼を担う企業会計審議会の委員の皆様方には、今後とも、精力的なご審議をお願いいたしたいというふうに思います。引き続き、格段の御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。これからもどうかよろしくお願いを申し上げます。

○加古会長 ありがとうございます。

大臣には、この後ご都合があるとのことでございますので、ここでご退席されます。どうもありがとうございました。

それでは、ここでカメラが退席いたしますので、このまま少々お待ち頂きたいと思います。

それでは次に、報告事項に移らせて頂きます。

まず先般、金融庁から発表されました「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」、この報告書につきましてご説明を頂きたいと思いをします。

参事官、よろしくお願ひします。

○池田企業開示参事官 それでは、ご説明をさせて頂きたいと思いをします。

お手元に資料2といたしまして、平成16年11月16日付の金融庁の文章を配付させて頂いております。

ただいまの大臣の挨拶にもございましたように、本年の10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐりまして、不適正な事例が相次いで判明、公表されておるところでございます。金融庁としましては、これらはディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であるという認識に立ちまして、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向けて、方策を取りまとめてこの紙で公表をしたということでございます。

この対応策は、大きく4つの柱からなっております。1番目が、有価証券報告書の審査体制ということでございます。細かく見て頂きますと、1番目が有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査報告徴求の問題でございます。これにつきましては、現在、関東財務局の方でその事務を行っておりますが、来年の7月からこれを証券取引等監視委員会に移管すると同時に、これにあわせまして審査体制全体のあり方を現在、金融庁全体の事務体制のあり方につきまして、金融庁総点検プロジェクトということで検討をしております。その一環といたしまして、審査体制全体のあり方について検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから2番目に、こういった有価証券報告書等に係る審査を行っていきます場合には、開示義務違反等に係る情報の収集ということが重要になってくると認識をしております。この強化を図るという観点で、総務企画局の企業開示参事官室にディスクロージャーホットラインを開設いたしまして、ファクス、メールあるいは郵便の形で情報の収集を開始しておるとございします。

それから、3番目に情報の収集とあわせまして開示書類にかかわる分析能力の向上ということも審査を行っていく上では重要でございますが、これを効率的に行っていくためには、現在、有価証券報告書等について行っております電子開示、いわゆるEDINETのシステムについての機能の充実を図っていく。とりわけ、財務情報の分析・加工処理を容

易にするコンピューター言語でございますXBR L化に積極的に取り組んでいきたいということを考えておるところでございます。この点は、審査をする面での効率性ということもでございますし、同時に投資家の方々が開示書類を分析する上でも有効な手段を提供することになるかと思っております。そういった形で、開示書類のデータが利用されることを通してチェックをされるという効果を持つものだと考えております。このために、関係諸団体によりますEDINETの高度化に関する協議会、これを11月24日に発足をさせ、検討に着手しておるところでございます。

それから4番目に、すべての開示企業に対しまして、株主の状況等についての開示内容を自主的に点検をして、必要があれば速やかに訂正報告書等の提出を行って頂くよう、各財務局を通じて指示をしておるところでございます。

それから、大きな柱の2番目が、公認会計士の監査に関することでございます。この点につきましては、1番目に開示会社の有価証券報告書等において、監査人の監査体制や監査継続年数についての開示を検討するという事項を掲げてございます。これは最近の事例の1つにおいては、当該会社に対する会計監査人が、大企業であったにもかかわらず、個人の監査人が監査人であったということ。それから、特にその個人が29年間あるいは18年間といった長期間にわたり監査を行っていたということについて、そこに問題があったのではないかという指摘があるところでございます。公認会計士法上は、監査法人でなくて個人の監査人が監査することがいけないというルールにはなっておりませんし、また監査の継続につきましては、4月の公認会計士法の改正で、今後は7年間のローテーションのルールが定められておりますが、これにつきましては、本年4月の改正法の施行後に適用になるということで、これまで長期間にわたって監査をされた方も、法令上は今後7年間は監査ができるということになっているということでございます。

ただ、こうした中で監査人がどういう体制あるいは年数、監査を行っているかというのは、投資家にとっても重要な情報ではないかという問題意識で、こうした監査人の監査体制や監査継続年数について、ディスクロージャーを求めるということを検討したいというふうに考えておるところでございます。

それから2番目に、公認会計士・監査審査会におきましても、この個人の監査あるいは長期間の監査継続という観点から、そういったものが独立性あるいは品質管理の点から問題を生じていないかどうか留意したモニタリングを実施していく。そのために、公認会計士協会の方にも、これらの項目に重点を置いた品質管理レビューの実施をお願いしたと

ころでございます。

それから3番目に、開示制度の整備の問題でございます。これは、先ほどちょっと議論にもなっておったところでございますが、現在、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループで開示制度をめぐる幅広い検討が行われているということでございますが、その中で以下の事項についても検討頂くように要請をしたということでございます。

1番目が、先ほどございました財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方の問題、それから2番目に、継続開示義務違反に対する課徴金制度のあり方ということで、これは来年の4月から証券取引法の世界にも課徴金が導入されることになっておりますが、これは公正取引確保の部分とディスクロージャーの部分と両方にかかってまいります。ディスクロージャーの関係について申しますと、来年の4月からの課徴金の対象になっておりますのは、ディスクロージャーのうちの発行開示義務の部分のみでございます。継続開示義務違反については、その対象とされておりません。これは、課徴金額を算定する根拠としての利得の額の推定が発行開示に比べて継続開示の場合は、利得の観念が非常に抽象的な部分があるので、利得の算出が難しいということで法制化は見送られたものでございますが、最近生じている事案は、いずれも継続開示義務違反に関する事案であり、また国際的には各国の証券市場を見ましても、発行開示のみに課徴金が入っているという制度は、むしろ日本特有でありまして、各国とも発行開示、継続開示両方にこういったペナルティーが入っておるということで、この点についてどう考えるかをご議論頂いておるところでございます。

それから、コーポレート・ガバナンスに関する開示の充実ということでは、先ほど申しました会計監査人の監査体制、監査継続年数と併せまして、内部監査の組織、人員、手続等についての開示のあり方についてもご検討を頂いております。これは、やはり最近の事例の一つでは、例えば社外監査役の方が弁護士の方であったということであって、その経歴等は有価証券報告書に記載がされておるわけですが、その弁護士の方が、実はその会社の顧問弁護士の方であったということであって、これは監査役の独立性、あるいは利益相反というような観点から問題があるのではないかという指摘がございまして、こういった点に留意した開示の充実が必要ではないかという問題意識でございます。

それから4番目に、子会社が継続開示会社であって、親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示をどのように考えていくか、その開示の充実のあり方についても検討

を要請しておるところでございます。

4番目は、市場開設者に対する要請ということで、各証券取引所においても、上場規則の見直しなど所要の措置が講じられるよう対応を要請したところでございます。

以上が、発表しました対応策の詳細でございます。金融庁といたしましては、先ほど大臣からもございましたように、今後ここに盛り込まれた方策を強力に推進していくことにより、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に全力を挙げていきたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

ただいまの説明については、ご質問もあろうかと思いますが、後ほど一括してお受けしたいと思いますので、次に移らせて頂きたいと思います。

次に、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について」、論点整理に寄せられましたコメントを紹介して頂きたいと思います。

多賀谷調整官をお願いいたします。

○多賀谷企業会計調整官 それでは、当企業会計審議会の企画調整部会でご審議を頂いておりまして、本年6月に公開草案として公表されました論点整理に寄せられたご意見を紹介させて頂きたいと思います。

論点整理に対しましては、個人及び法人6名から意見が寄せられております。お手元にそのまま資料としてお配りしてございますが、私からはご意見の概要をかいつまんでご紹介させて頂きます。

まず、論点整理の第1点でございます。外国会社のIFRSによる財務書類の開示、我が国で外国会社が開示するというケースでございます。

初めに、我が国で開示する外国会社がIFRSに準拠した財務諸表を開示することについてのご意見として、セカンダリーで開示される場合、すなわちその外国会社の本国、または日本以外の第三国でIFRS、国際会計基準による財務書類が既に開示されている場合には、現行の財務諸表規則において、金融庁が公益または投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、その本国あるいは第三国で開示されている財務書類で、我が国で開示できるとされております。

このような取扱いにより、IFRSによる財務書類の開示を許容するということになっております。この現行の取扱いを維持するべきという趣旨のご意見が大多数でございます。

た。

またプライマリー、つまり本国または第三国で開示されていない企業が日本で初めて開示する場合ということでございます。この場合、我が国で I F R S による財務書類を初めて開示すると、このケースについてですが、これにつきましてはおおむね 3 つの観点からご意見がございました。

1 つは、「セカンダリーであれば本国市場によるテストを経ているのに対し、プライマリーはリスクが高いことから我が国の会計基準に準拠することを原則する」というご意見、それから「我が国の基準と I F R S の差異を早急になくしていくという前提であれば、I F R S に準拠した外国会社に幅広く門戸を開放することが望ましい」というご意見、それから、「外国会社の本国の会計、監査、開示制度全般について我が国との同等性の評価を行うことにより、同等であれば認める。」会計基準だけの問題ではないということでございますが、このようなお考えのご意見がございました。

次に、今度は国内企業が国際会計基準を左右するという、我が国の企業を国内で開示する財務諸表についても、国際会計基準により作成することをどのように考えるかという論点でございますが、これにつきましては、1 つには「我が国の企業が我が国の市場で開示するのであれば、我が国の基準に準拠すべきである」というようなご意見。

それから 2 つ目が、「米国上場の我が国の企業が、米国式による連結財務諸表の開示を国内でも認められている措置がございまして、これと同様に E U の規制のもとで I F R S による財務諸表を開示している企業については、国内でも E U で開示する連結財務諸表を許容する」というご意見。

それから、「我が国の基準と I F R S との差異を、これも早急になくしていくという前提であれば、財務諸表の作成コストや比較可能性の観点から、国内会社に国際会計基準による連結財務諸表の開示を認める」と。「ただし、我が国で監査を受けた上、日本基準との相違を注記するのが妥当である」といったご意見がございました。

あと、今後の課題等についてでございますが、最後に今後の課題という部分が論点整理でございますが、その課題、あるいはその他の意見が幾つかございます。

1 つは、「我が国の会計基準は、世界的に見て高水準のものとして整備されたが、諸外国の理解は必ずしも適切とは言えないので、日本基準の同等性を説明し、正確な評価を得ることに注力すべきである」というご意見がございました。

また、「過年度財務諸表の修正再表示、株主持分変動表など国際会計基準や米国基準と

の相違点、ストック・オプションやリース会計などの整備につきASBJなどで検討されることを希望する」といった意見。これは、ストック・オプションやリース会計は既にASBJで検討されております。

それから3番目、「国際的に対応できる人材の育成やASBJの活動を支えるための基盤強化をするべきである」というご意見などがその他ございました。

以上のようなご意見が寄せられたところでございます。なお、国際会計基準につきましては、EUが2005年から域内上場会社に採用を義務付けるということとされているわけですが、これに伴い、外国会社については国際会計基準との同等性の評価を行うという方針がEUから示されております。同等性の評価は我が国の基準も含めて米国、カナダ等も対象になるということで伺っておりますが、来年12月に最終決定をするという予定で現在、作業が進められているところと承知をしております。

今回の論点整理でも、このようなEUの動向を踏まえながら考えていく必要があるといった趣旨の記載が行われておりましたけれども、国際会計基準の取扱いにつきましては、ただいまご説明いたしましたように、国際的にも流動的な状況にございます。このため、現段階では、企業会計審議会としてさらに踏み込んだ議論を進めていくということは、少し困難ではないかというふうに考えております。

そこで、引き続き国際的な動向を注視しつつ、必要が生じた場合には改めて企業会計審議会でのご検討をお願いするということになろうかと考えております。

以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

それでは、一括してご質問などございましたら、あるいは発言がございましたらお受けしたいと思います。よろしく申し上げます。

どうぞ。

○八木委員 前半のディスクロージャーの関係でちょっとコメントしたいと思うのですが、特に2枚目の開示制度の整備に関するところで幾つか質問というか、確認を申し上げたいと思います。

先般、先ほどちょっとコメントのありました金融審議会のワーキンググループで、私どもの会社の人間が、現在のCOSOへの対応がいかにお大変かというのをちょっと開陳させて頂いたのですが、ただいま私もニューヨークへ上場している関係から、COSOフレームワークに基づいた内部統制関係のいろいろなデータ整備に追われているので

すけれども、COSOの何が大変かという、全体統制レベルの話だけだったらさほどでもないのですが、例のプロセスレベルのいろいろな、言うなれば細かい実務の記載といたしますか、それが本当に量的にも大変でございまして、かかっているお金も12月いっぱいひとまず終わろうと思っているのですが、私どもの企業で10億円オーダーの上の方というぐらいのお金がかかって、これを機械化するとなるともう一けた上になってしまうのじゃないかという大変なものであります。

アメリカの場合は、COSOというのがあるそれをモデルにしてやるので、よきにつけ悪しきにつけ1つのフレームワークがあって、我々それに対してアプローチしているわけでございます。我国では内部統制というのは商法の中にも出てきたり、それから先ほどのお話でもいろいろ各所の内部統制が出てきましたが、対象は非常に膨大な広範囲のもんです。これがどうあるべきか今のところははっきり定まったものがないという現状ですから、これを具体的に一歩進めるとなると、日本独自の十分な議論を早急に進めなければいけないと感じております。

各企業が内部統制の内容をハッキリさせることは、世界の潮流で、日本企業もこれは避けては通れないという感じがしております。ただCOSOのようにあまり細かすぎるのもどうかと考えます。それから、決算データ、その他の虚偽記載防止というような観点が強くなるとすれば、議論は、金融審議会より、企業会計審議会の方が適しているとも感じております。

それから、やはりこの開示制度に関しては、先日、東京証券取引所も公開草案をお出しになって、今、私どももそれに関していろいろな意見をまとめておるところなのでございますけれども、証取法で任意開示とされておりますが、経営者による有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書、これを提出していない場合には、不実の記載がないと認識しているという旨を記載した文面を取引所に提出しなさいということになっているわけなのでございます。この辺につきましては、金融庁でもそういうような経営者による評価云々ということになりますと、あっちでもこっちでもサイン、サインということになりますので、この辺の交通整理、この議論、それから金融庁の議論、東証の議論、いろいろなところで交通整理をして頂きたいというのは、これは実務の面でのお願いでございます。

それから、1ページの一番下の2-1のところですが、監査人の監査体制とか監査の継続年数について有価証券報告書等に記載しなさいということがあられるわけですが、これは本当は

監査人さんサイドの事柄であって、これを我々の有報に記載するという事は、若干違和感があるのでございます。これは、どっちかという、その真意は個人会計士の監査を受けておられるような会社においては云々ということに限定して議論された方がいいのではないかなというふうに感じておまして、この辺もぜひ検討の際に念頭に置いて頂きたいところでございます。

それから、最後に課徴金の話が出ておりましたけれども、これは法律マターということで、あまり細かくは私どもないのでありますが、先ほど発行開示の課徴金制度というのが6月から出ているわけで、今回、継続開示ということで、この辺についてはぜひ過失責任、無過失責任別とか、それから課徴金の対象となる算定の基準となる金額みたいなものは一体何なのだろうとか、その辺についてはぜひいろいろ細かい議論はして頂きたいと。ぜひどういう方向か確認したいので、まだ決まってないと思いますので、その辺ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○加古会長 池田参事官、よろしいでしょうか。

○池田企業開示参事官 金融審議会の方の議論は、これらの問題については11月16日から議論を始めておまして、まだ議論の途中でございますので、金融審議会の結論がどういう方向になってくるのか、現時点でははっきりと判断できないところでございます。内部統制の評価の問題についても、ご指摘のとおり、アメリカのサーベインス・オクスレー法に基づいた手続をやる場合には、大変コストがかかるというご意見も多々出ておるのも事実でございまして、他方、コストがかかっても大事なことだというご意見もあり、全体として金融審議会がどういう方向になるかはちょっとまだ予断を許さない状況だと思っておりますが、他の項目も含めて実務的にはいろいろ考えなければいけない点をご指摘頂いておると思っておりますので、こういったことも含めて金融審議会として、今日のご議論は紹介をした上で金融審議会として議論し、先ほど伊藤委員からのご指摘に対して、お答えの中でも申しましたけれども、金融審議会の議論での結果、何らかの制度整備ということになれば、企業会計審議会の方にもいろいろご尽力頂く必要があるものも出てくるだろうと思っておりますので、その際にはまたよろしくお願ひをしたいというふうに考えておるところでございます。

○加古会長 ほかにいかがでしょうか。

八田委員、どうぞ。

○八田委員 今、八木委員がご指摘になられた同じテーマに関しまして、意見とご提言を

させて頂きたいと思います。そもそも、このディスクロージャー問題というのは、恐らく模倣するわけではないですけれども、少なくともアメリカが何といても先進国であるという認識を私たち持っています。

なぜかと申し上げるならば、アメリカの証券市場で起きた事柄、あるいはその後の対応策というのは、壮大な実験場での事案として、まさに生きた教材を私たちに与えてくれていると思われるからです。そのような観点で考えますと、この内部統制問題に関しましては、既に企業においても、あるいは監査人側においても、あるいは監督行政官庁においても、内部統制を有効に構築し、そして維持し、それを適宜評価しなければならないというところまでは、もうほとんど合意がとれているわけです。アメリカにおいても、四半世紀にわたって合意がえられなかったことは、それを報告させようとしたこと、すなわち、外部に開示させるという点で、実はこの3者が皆反対してきたのです。

企業側においては、例えばコストが大きい、したがって逆に内部統制が脆弱だということが表示されたときのサンクションが怖いという理由。特に、1977年の海外不正支払防止の中で規定されましたので、脆弱だということがもし発覚したときには、その連邦法違反になってしかるべき制裁を受けるのではないかと、このような危惧があったわけです。

それから、SECなどは当初はずっと反対の立場を支持していました。1つは、やはり内部統制を含むガバナンスの問題というのは企業の自治の問題であって、行政が介入する、干渉することはいかなるものかという問題があったようです。

それから、会計士側の方におきましては、確かに会計処理とか財務報告に関連する部分の内部統制ならば日々かかわっているけれども、会計以外の業務管理部門における内部統制との識別ができないことから、非常に大きな責任を負ってしまう可能性がある。特に、80年代は訴訟の嵐ということで、公認会計士の多くは訴訟リスクに見舞われた時期でしたので、なかなか開示するという視点がなかったように思われます。しかし、不正の防止摘発、事前の防止摘発にとって極めて有効と考えられるのが、有効な内部統制を維持することであるということが、1996年にアメリカ会計検査院（GAO）が過去20年にわたって会計専門職業人がかかわってきた会計監査制度を総洗いした結果、出した結論だったのです。特に1991年の連邦預金保険公社改革法における取り組みからも明らかなように、それ以前の金融危機を受けて様々なしかるべき手段が講じられた中で、金融機関に関しては内部統制有効性の評価報告書の提出義務付け、およびそれに対する監査人の関与、これを義務付けた結果、非常にうまく機能し始めたということで評価されています。したがって、

それを一般事業会社にも適用すべきだという強い提言をこの報告書の中で言っているわけであって、ここに盛られている内容が、今、日本で議論になっているすべてのことの結論を示しているように思われます。

したがって、基本的に、内部統制に関する具体的基準づくりと、それに対する外部監査人の関与の流れは、もう抗することができないという理解をしています。それどころか、逆に先んずる形で早く手を打って頂かないと、やはり国際的にも遅れをとってしまうおそれがあります。なぜならば、2002年7月30日制定のサーベインス・オクスレー法の中で、ご案内のように内部統制有効性評価報告書の提出と監査人の関与が規定されましたが、今2年半たった段階で、実はまだ全面的に適用になっていません。本来であればこの11月15日以降の年次報告書提出会社に関しては、この規定が適用になるということでしたが、やはり幾つかの問題があって一部適用が延長になっています。つまり、法律ができて3年近くかかるということ、さらに、企業にとって時間もかかるしコストもかかるということです。やはり何と云っても、この内部統制議論で一番のネックは、いわゆる企業サイドにおけるコストの負担だと思われます。確かにコストがかかることは事実であります。今、八木委員のお話にもありましたように、10億円というお話をされましたが、2003年度のアメリカにおけるサンプリングチェックですけれども、公開会社の2003年度だけでかかった内部統制関連絡みのコストが460万ドル、日本円にして約5億円です。

例えば、今年来られたGEのCFOの方が講演された中では、GEは35億円かかったということです。でもGEだから35億円で済んだということのようです。つまり、これまでもかなりの内部統制があったからだと…。こんな議論をされていますが、確かにコスト負担がかかることは避けて通れません。しかし、企業が上場していること、あるいは公開していることに対する責任と、それから受けているベネフィット、そしてさらに、この内部統制を充実させたことによって、企業のリスク管理体制が極めて向上したという結果を勘案するならば、有効な内部統制の構築と維持は、まさに企業にとって不可欠の事柄であると解することができます。GAOの報告書では、特に公益企業と政府機関において内部統制の報告を義務付けた結果、それが極めて上向きの結果が出ているという報告も出ていますので、この辺はやはり企業サイドにおいてご理解頂きたいと思います。

しかし、このGAOの報告書でも言っているのは、執行サイドはやはり資本の論理が働きますから、コスト削減の圧力を必ずかけてくる。そこでいかなる改革をすべきかという、やはり企業内部におけるガバナンスシステムの変更、基本的には、監査委員会の権限

の強化と責任の拡大、それが実はサーベインス・オクスレー法の中でも今回導入されたわけであって、外部監査人の選任、報酬の決定、そして一番重要なのはそこで生じたさまざまな報告事項は、必ず内部のガバナンスの責任者である監査委員会ないしは日本であるならば監査役、ここに報告することを義務付けるという対応がとられることになりました。つまり、監査関連事項については執行サイドに手を触れさせないというメカニズムが必要だということです。先ほどご紹介のありました関委員のご意見と全く同じでありまして、企業内部の監査役制度ないしは監査委員会制度とリンクする形で、この外部監査の内部統制監査を義務付けていかなければ、やはり実際に機能しないのではないかと、こんな意見を持っております。

そしてもう1点、やはり我が国特有の事案としまして、上場継続会社に対しまして、毎年、日本内部監査協会がデータをとっているようでありましてけれども、上場継続会社であっても内部監査部門、あるいは内部監査機能を十分に確保している企業というのは6割前後だと言われております。つまり4割の企業には、内部監査部門はないということです。それにもかかわらず、「我が社は内部統制がちゃんとしている」とか、「我が社は内部統制に自信がある」とおっしゃる経営者の方がおられますが、先ほど八木委員も言われたように、日本には実は内部統制基準がないのです。したがって、どういう基準を持って自社の内部統制は磐石であるとか、あるいは有効に機能しているとおっしゃっているのか、私にはちょっと理解できないわけでありまして。

そしてもう一つは、やはり先ほどの監査とのかかわりもありますけれども、監査制度の質を高めるという観点からも、わが国の場合、例えば個人会計士の問題とか、長期間継続という問題がありますけれども、今回サーベインス・オクスレー法で行ったのは、一定の質を備えた会計事務所がこれから公開会社の監査にかかわるべきだということで、登録制を採用したということです。つまり、監査業務の入り口の段階で、監査事務所の質も一定以上に上げようとしている。日本は、それが今制度的にできません。

しかし、公開会社の場合には、不特定多数の投資家が背景にあることから、社会の人々の犠牲を強いてはならないという点を忘れてはならないと思います。加えて、外部監査においても、公共の利益を担保するという視点が必ずあるわけですから、やはり公開会社監査は、場面によっては登録監査法人あるいは登録会計事務所といったような足かせをはかせることも今後必要になるのではないかと考えています。そうしないと、事後的に品質管理レビューとか、そのレビューのレビューを公認会計士監査審査会がしたとしても、その

監査の質がいいのかどうかというのは比べるものがないわけであって、絶対評価をされるのかどうか…。そうではなくて、その事務所がまず公開会社監査という社会的な使命を帯びた監査に耐え得る質をまず維持しているかどうか、人的リソースがちゃんとあるかどうか、そうした一連の監査関連事項の質の評価結果を受け入れ、しかる後に、例えば2年後に、3年後にどのような監査の質を維持しているのかということがわかればいいのかなど。

しかし、これは企業側における内部統制のコストと同じように、今度は監査法人におけるコストが非常に高く、責任も重いということで、米国の場合には1,400から1,500の会計事務所が約15,000～17,000と言われていました公開会社、SEC管轄下の公開会社監査をしていたのですが、この登録を始めた結果、約4割の会計事務所が脱退したということです。つまり、そのような厳しい監視下に置かれるのは無理だということから、いわゆる法定監査は断念したという結果が出ているわけです。これを是と見るか非と見るかはわかりませんが、少なくともそのような流れの中にあるということをご紹介して、やはり早急にこのディスクロージャーの信頼性の回復をして頂きたいと思えます。

特に、一連の10月から始まった有価証券報告書の一般に言われる財務諸表以外の、あるいは財務情報以外のところでの虚偽の記載、これはまさしく財務諸表で言うならば粉飾と同じであります。全くこの原因は企業サイドにおける問題ですから、私は粉飾決算とか財務諸表の虚偽記載とかの虚偽の表示と同根であるというふうに理解しております。そういう意味でも、やはり内部統制の問題はもう議論は終わっているわけであって、我が国の場合にはまず内部統制基準、そしてそれをいかなる形で外部監査を関与させるかという方向で早急にご検討頂きたいと思えます。

○加古会長 ありがとうございます。

まだ若干時間があるようですので、どうぞご遠慮なく。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 今、お二方からご意見ございました。基本的に、内部統制の有効性に係る評価についての重要性ということについては疑う余地はないというふうに思います。ただ、一方で、私どもはやはりサーベインス・オクスレー404のプロセスを実際に体験している会社でございます。そういった意味では、先ほど八木委員の方から発言のございました問題点の指摘というのをやはり実感している次第です。恐らく、内部統制の面につきましては、米国の動向がでございます。ただ、一方でやはり欧州の動向というものも見ないと、恐らく流れを見誤ってしまうというリスクがあると思えます。

ちなみに、米国におきましては、やはり基本的に資本主義社会の根幹をなす資本市場、その信認そのものを揺るがせるような事件が相次いだということで、信認回復のために大きな手を打ってきたわけです。その中で、フレームワークで先ほど八木委員の発言にございましたように、やはり全体統制の重要性からそもそもサーベイランス・オクスレー404というのは出てきたと思うのですけども、片やプロセスレベルまで細かく規定したPCAOBというものの監査基準というのが出てきて、これが実に微に入り細に入るものでございます。

私どもでいきますと、やはり1,000ページを超えるようなドキュメントを実際に作って、これをもう1回正しいかどうかを内部の目で1回見て、次に外の目を見て、さらに1年間のドライランを行うというところまでございまして、恐らく大局論でいきますと、全体統制も大事だし、またプロセスレベルも大事ではあるわけですが、その重要性を比べる場合に、やはり全体統制の方がより重要性が高いという感じがございます。この辺の原則について、欧州の当局がどういった判断を下すかということをもた見、日本独特のフレームワーク、国際的に見ても大丈夫な度合いというものを判断を下す必要があるのではないかと思います。

○加古会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

藤沼委員、どうぞ。

○藤沼臨時委員 藤沼でございます。

私は、意見というよりも公認会計士協会の取組みということを少しお話しさせていただきます。

最近の一部の上場企業における有価証券報告書の虚偽記載が相次いでいるということで、証券市場の信頼性の確保という社会的使命の一翼を担っている公認会計士協会として、必要なアクションを早急にとって信頼回復に結びつけたいと思っております。

それで、この金融庁から発表されたディスクロージャー制度の信頼性確保に向けての対応について、早速我々の会員に対しては、会長通知を送付いたしました。最初の1の有価証券報告書等の審査体制の中で、その(4)として「全開示企業に対して株主等の状況等について開示内容を自主点検して、必要であれば訂正報告書の提出を求める」ことについては、会員の公認会計士、監査事務所に対して、早急に企業と連絡をとって必要な、もし訂正があるならば、きちっとそれに対応するということを指示しております。

また、「証券市場の信頼性の維持・向上のための検討プロジェクトチーム」を東京証券取引所と共同で立ち上げました。市場の信頼性回復に向けてのいくつかの施策を共同提案というような形でできればと思っております。

第2の「公認会計士等に対する監督」についてでございますけれども、監査継続年数ということにつきましては、特に独立性の観点からは、継続年数については、改正公認会計士法で法制化される前の2002年から公認会計士協会の自主規制として自主的に監査責任者が7年マキシマムでローテーションすることを決めておりますので、これを厳粛に実行するように会員に求めます。

また、各事務所の審査体制については、これも当然のことながら、各会員が審査体制を一層強化するように求めています。次に、個人の事務所の問題ですが、これは個人の事務所だからレベルが低いということではないとは思いますが、個人の事務所について内部の審査体制強化とか、独立性についてのセーフガードの問題とか、あるいは1人監査みたいなものを今後やらないように、注意喚起の通知をしております。

品質管理レビューについては、ここで言われたとおり、我々自身も品質管理レビューを強化おり、今年から各事務所が品質管理の改善報告というものを年末までに協会に提出するという事になっております。その改善報告を見た上で、しかるべき対応をとりたいと思っております。

第3の「開示制度の整備」の(1)の「内部統制の有効性評価と監査人の検証報告制度」につきましては、公認会計士協会としては、監査の全体的レベルの向上につながりますので、ぜひともこの制度化についてご考慮頂きたいと思っております。アメリカに加え、フランス、最近では韓国がこの米国企業改革法の404条と似たものを導入したということで、世界の流れがやはり導入の方に向かっているのだなという感じがしております。公認会計士協会としても基準や実務指針の作成等、具体的な作業については全力を尽くしてご協力申し上げたいと思っております。

以上です。

○加古会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○西川臨時委員 時間が超過しておりますので、簡単に終わります。論点整理の方で、今後の課題ということでした企業会計基準委員会の法制度上の位置付けということを既に課

題にして頂いておりましたので、委員会からのコメントをしなかったわけです。たまたまトーマツの方が書いてくださっているということもありますので、簡単に申し上げたいと思いますけれども、現状は金融庁に基準設定権限があって、その中で我々が開発しているという形というのは、当然この形がいいというふうに考えております。その中で委員会の公表物の法制度上の位置付けについて、必ずしも現段階のガイドライン方式でいつまでもいいかということについては、やはり何か考えて頂く時期がだんだん迫っているという気がしております。

例えば、今後IASBとの共同プロジェクトのようなものをしていきますと、審議会で作成した基準に、企業会計基準委員会が手をつけるというようなことが頻繁に起きてくるということになるかと思えます。既に役割を終えている第一部会がその結果をさらに承認をするというようなことというのはあり得ないことでしょうし、固定資産部会がなくなった後、減損会計現存について去年我々のところで与党対応したということもあります。そういう意味では実質的には委員会に包括的に開発権限を頂いていると思えますけれども、それを法制度上においても、中期的に解決していかなければいけないということがあると思えます。難しい問題かと思えますけれども、ぜひ考えて頂きたいということをお願いしておきます。

○加古会長 ただいまの西川委員のご発言について、何かございますか。

○池田企業開示参事官 特段申し上げることはありませんけれども、いずれにしてもASBJが独立した立場で、各市場関係者の方々の意見を集約しながら、適正な形で会計基準を継続的な主体として設定していくことは、私どもとしてはこれまでも留意してきているつもりですし、これからも留意していきたいと考えております。

その中で、ご指摘のあったようなことについて、特別な対応が必要なのか、今までの延長で対応が可能なのか、いずれにしても、最初に申し上げたような目的を達成するために、最善の方法をASBJともよくご相談しながら考えていきたいというふうに考えております。

○加古会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、そろそろの予定の時間でございますので、本日の議事を終了したいと思います。

本日は、また貴重なご発言、ご示唆を頂きまして誠にありがとうございます。また、お

忙しい中をご参集頂きまして重ねてお礼を申し上げます。

それでは、本日の会合はこれをもって終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 3時36分 閉会